

商店街等集客コンテンツ造成事業に係る業務委託 募集要領

1. 件名 商店街等集客コンテンツ造成事業に係る業務委託
2. 目的
商店街等にある地域資源を集客コンテンツとして造成し、市内外に広く発信することで、商店街等への誘客及び消費拡大につなげる。
3. 業務内容 仕様書（別紙1）のとおり
4. 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
5. 履行場所 松山市商業振興対策事業委員長の指示する場所
6. 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
7. 提案限度価格 ￥6,000,000円
8. 参加資格
本募集要領の公示日において、次のすべての要件を満たしている者であること。
 - (1) 法人格を有している者であること、若しくは法人格を有している者の複数の連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申し立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申し立てをしている者でないこと。
 - (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
 - (5) 当該委託業務に類似する業務を受託または自ら実施した実績を有していること。
 - (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
 - (7) 松山市の入札参加資格停止または入札参加制限の措置を受けている者でないこと。
 - (8) コンソーシアムでの応募の場合は、次のすべての要件を満たしていること。
 - ・参加事業者のすべてが、上記（2）から（7）に定める要件を満たしていること。
 - ・コンソーシアムの適切な名称を設定すること。
 - ・参加事業者の中から代表事業者を定めること。なお、参加表明書の提出後に代表事業者を変更

し、又は参加事業者の全部若しくは一部を変更すること（特定の参加事業者を除外し、又は新たな参加事業者を追加する場合を含む。）は原則として認めない。

- ・ほかの単独又はコンソーシアムで参加する事業者を参加事業者に含まないこと。

9. 募集要領等の配布

- (1) 配布期間 令和7年7月18日（金）から令和7年8月4日（月）まで
- (2) 配布場所 松山市二番町四丁目7番地2 本館8階
松山市役所 産業経済部 企業立地・産業創出課
- (3) 配布方法 次のいずれかの方法
 - ・配布場所で直接受け取る。（9時～17時（土日、祝日を除く。））
 - ・松山市ホームページからダウンロードする。

【ホームページアドレス】

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/denshinyusatsu/gyoumitaku/info/r7itaku/contents2025.html>

10. 評価基準 評価基準書（別紙2）のとおり

11. 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、委員会の審査に基づき、委員長が決定する。
- (3) 選考は、評価基準書に基づき提案書、プレゼンテーション、ヒアリング等の審査により行う。ただし、災害及び感染症等やむを得ない事態の発生により、プレゼンテーション及びヒアリング審査を開催することが困難であるときは、オンラインでのプレゼンテーションまたは書面審査に変更する場合がある。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は、参加事業者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合は、書面のみで評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

12. 選考委員会の構成

選考委員会は委員会の委員5名で構成する。なお、外部有識者（2名）を置き意見を求めるものとする。

13. 募集要領に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期限 令和7年7月18日（金）から令和7年7月28日（月）17時まで（必着）
- (2) 受付方法

別紙様式に基づき、質問書に質問事項を記入し、電子メールで提出するものとし、電話・訪問・FAXにおける口頭等での質問は受付けないものとする。

また、電子メールタイトルを「【会社名】プロポーザル質問書（商店街等集客コンテンツ造成事業に係る業務委託）」とし、電子メール送信後に担当まで送信した旨の電話をすること。

なお、質問は、本プロポーザル及び業務委託に関する内容以外は受け付けないものとする。

電子メールアドレス sangyou@city.matsuyama.ehime.jp

(3) 回答方法及び公表

質問者に令和7年7月30日（水）までに電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。

【ホームページアドレス】

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/denshinyusatsu/gyoumitaku/info/r7itaku/contents2025.html>

1 4. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和7年7月31日（木）17時まで（必着）
- (2) 提出書類 参加表明書（様式1もしくはC様式1）に必要事項を記入し、
単独事業者の場合…下記16-1. 提出書類の2～5を添えて提出すること。
コンソーシアムの場合…下記16-2. 提出書類のC2～C7を添えて提出すること。
- (3) 提出場所 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 本館8階
松山市役所 産業経済部 企業立地・産業創出課
担当：織田、細川、渡部、宮崎
- (4) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）
*持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く）

1 5. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年8月4日（月）17時まで（必着）
- (2) 提出書類 単独事業者の場合…下記16-1. 提出書類の6～11を提出すること。
コンソーシアムの場合…下記16-2. 提出書類のC8～C13を提出すること。
- (3) 提出部数 各7部（正本1部・副本6部）
- (4) 提出場所 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 本館8階
松山市役所 産業経済部 企業立地・産業創出課
担当：織田、細川、渡部、宮崎
- (5) 提出方法 持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）
*持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く）

1 6-1. 提出書類（単独事業者の場合）

「1 4. 参加表明書の提出」「1 5. 企画提案書等の提出」の要領に従い、次の書類を提出すること。

書類 番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書（様式1）	・印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑）
2	印鑑登録証明書（原本）	・参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。（発行後3ヶ月を超えないもの）

3	履歴事項全部証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> 法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。（発行後3ヶ月を超えないもの）
4	完納証明書（原本） 又は 納税証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> 次の証明書を添付すること。（発行後3ヶ月を超えないもの） <ul style="list-style-type: none"> ア. 松山市で課税がある場合（松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等） 松山市（納付推進課）が発行する完納証明書 イ. 上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京 23 区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納付推進課ホームページを参考にすること。
5	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（原本） （未納の税額がないことの証明：その3の3）	<ul style="list-style-type: none"> 申告している税務署が発行する納税証明書 免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること。（発行後3ヶ月を超えないもの）
6	企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> A4 サイズ縦置きとし、表紙に「商店街等集客コンテンツ造成事業に係る業務委託」と記載し、社名等を記入すること。 評価基準書（別紙2）の評価事項に沿って企画提案書を作成すること。 ただし、成果達成のために取り組む指示業務以外の付加価値を伴う業務について、新たな提案を行うことは妨げない。なお、その場合の提案は必ず参考見積書に提示された金額の範囲内で行うものとし、それ以外の提案は受け付けない。 枚数は自由とするが、簡潔・明瞭に記載し、ページ番号を付すこと。 各項目及び内容がどこまで確定しているかその段階や状況がわかるように明示すること。 本市と受託事業者との役割分担を明確にすること
7	会社概要（様式2）	A4 サイズ縦置きとする。
8	業務執行体制（様式3-1, 3-2）	A4 サイズ縦置きとする。
9	経営状況等調査表（様式4）	
10	直前2年分の財務諸表類（損益計算書及び貸借対照表の写し）	
11	参考見積書（様式5）	<ul style="list-style-type: none"> 見積書の別紙として、「積算内訳書（任意様式）」を添付すること。 「積算内訳書（任意様式）」では、見積り金額を費目別に整理すること。

*	チェックリスト	<ul style="list-style-type: none"> 参加表明書提出時及び企画書等提出時チェックリストを使用し、書類をチェックすること。 提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。
---	---------	---

16-2. 提出書類（コンソーシアムの場合）

「14. 参加表明書の提出」、「15. 企画提案書等の提出」の要領に従い、次の書類を提出すること。

書類 番号	提出書類名	提出上の注意
C1	参加表明書（C様式1）	<ul style="list-style-type: none"> コンソーシアムの代表事業者が記載・申請すること。 印鑑は実印を押印すること（法務局が証明する代表者の印鑑）。
C2	コンソーシアム参加事業者表（C様式2）	<ul style="list-style-type: none"> すべての参加事業者の実印を押印すること。なお、コンソーシアムを構成する各メンバーを「参加事業者」と定義し、また、その中の代表者を「代表事業者」、そして代表事業者以外の事業者を「構成事業者」と定義する。
C3	コンソーシアム協定書の写し	<ul style="list-style-type: none"> 代表事業者及び必要事項を定めたコンソーシアム協定書を締結し、その写しを提出すること。
C4	印鑑証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> すべての参加事業者が提出すること。 参加表明書を提出するために押印した実印の証明書（発行後3ヶ月を超えないもの）
C5	履歴事項全部証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> すべての参加事業者が提出すること。 法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月を超えないもの）
C6	完納証明書（原本） 又は 納税証明書（原本）	<ul style="list-style-type: none"> すべての参加事業者が提出すること。 次の証明書を添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの） ア. 松山市で課税がある場合（松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等） 松山市（納付推進課）が発行する完納証明書 イ. 上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書 松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納付推進課ホームページを参考にすること。
C7	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（原本） （未納の税額がないことの証明：その3の3）	<ul style="list-style-type: none"> すべての参加事業者が提出すること。 申告している税務署が発行する納税証明書 免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの）

C8	企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・代表事業者が提出すること。 ・A4 サイズ縦置きとし、表紙に「商店街等集客コンテンツ造成事業に係る業務委託」と記載し、社名等を記入すること。 ・<u>評価基準書（別紙2）</u>の評価事項に沿って企画提案書を作成すること。 ・ただし、成果達成のために取り組む指示業務以外の付加価値を伴う業務について、新たな提案を行うことは妨げない。なお、その場合の提案は必ず参考見積書に提示された金額の範囲内で行うものとし、それ以外の提案は受け付けない。 ・枚数は自由とするが、簡潔・明瞭に記載し、ページ番号を付すこと。 ・各項目及び内容がどこまで確定しているかその段階や状況がわかるように明示すること。 ・本市と受託事業者との役割分担を明確にすること。
C9	会社概要（C 様式 3）	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての参加事業者が提出すること。 ・A4 サイズ縦置きとする。
C10	業務執行体制（C 様式 4-1, 4-2）	<ul style="list-style-type: none"> ・C 様式 4-1 は代表事業者、4-2 はすべての参加事業者が提出すること。 ・A4 サイズ縦置きとする。
C11	経営状況等調査表（C 様式 5）	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての参加事業者が提出すること。
C12	直前2年分の財務諸表類（損益計算書及び貸借対照表の写し）	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての参加事業者が提出すること。
C13	参考見積書（C 様式 6）	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書の別紙として、「積算内訳書（任意様式）」を添付すること。 ・「積算内訳書（任意様式）」では、見積り金額を費目別に整理すること。 ・印鑑は代表事業者の実印を押印すること。 （法務局が証明する代表事業者の印鑑）
*	チェックリスト	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書提出時及び企画書等提出時チェックリストを使用し、書類をチェックすること。 ・提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

17. 提出書類の留意事項

- （1）書類は正確かつ簡潔な内容とし、記入枠が不足する場合は枠を適宜広げて記入すること。ただし、できるだけ簡潔・明瞭にまとめることとし、提出が求められていない資料を添付するなど過大なものとならないよう留意すること。
- （2）企画提案書はボリュームを評価の対象にはしないので、読み易さや簡潔さに留意すること。カラー印刷での提出も可とする。
- （3）フラットファイル等には綴じず、バインダークリップ等で留めて提出すること。
- （4）伝送、電子媒体による提出は受け付けない。

18. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- (1) 実施日時 令和7年8月中旬頃（予定）（正式な日時・場所等は別途通知する。）
- (2) 実施場所 松山市三番町4丁目9-5 松山センタービル1号館4階 第2会議室
- (3) 実施時間 1者につき45分程度 プレゼンテーション 20分程度
ヒアリング 25分程度
- (4) 出席者
 - ① 1者につき3名までとする。
 - ② 業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。
- (5) 留意事項
プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。

19. スケジュール（予定）

- (1) 実施手続きの開始・公表 令和7年7月18日（金）
- (2) 募集要領等に関する質問の受付 令和7年7月18日（金）
～令和7年7月28日（月）
- (3) 募集要領等に関する質問の回答・公表 ～令和7年7月30日（水）
- (4) 参加表明書の提出締切り 令和7年7月31日（木）
- (5) 企画提案書等の提出締切り 令和7年8月4日（月）
- (6) プレゼンテーション・ヒアリング審査 令和7年8月中旬頃（予定）
（正式な日時・場所等は別途通知する）
- (7) 特定・非特定結果の通知 令和7年8月下旬頃（予定）
- (8) 契約締結 令和7年8月下旬頃（予定）

20. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なく提案書等の内容に関する質疑に応じなかった場合
- (6) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (7) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

21. 無効事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (2) 「7 提案限度価格」を超えた見積額を提示した場合

22. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。

- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものについてはこの限りではない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は委員会に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 地域資源の発掘や集客コンテンツ造成などについて具体的な提案を行うこと。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については委員会が定める。

23. 事務局

松山市役所 産業経済部 企業立地・産業創出課 担当：織田、細川、渡部、宮崎
〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7-2 本館8階
TEL 089-948-6710 Fax 089-934-0113
E-mail:sangyou@city.matsuyama.ehime.jp